

新アリーナ整備推進事業アドバイザー一等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、熊本県立総合体育館の官民共創による新アリーナへの建替について、熊本県（以下「県」という。）とともにスピード感を持って検討・実現していくパートナーを選定するために行う新アリーナ整備推進事業アドバイザー一等業務委託に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

新アリーナ整備推進事業アドバイザー一等業務

(2) 業務内容

別紙「新アリーナ整備推進事業アドバイザー一等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

(5) 委託料上限額

68,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 実施要領の公開 | 令和8年（2026年）3月18日（水） |
| (2) 質問書の受付 | 令和8年（2026年）3月18日（水）から
令和8年（2026年）4月1日（水）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年（2026年）4月8日（水）目途 |
| (4) 参加申込書等の受付 | 令和8年（2026年）4月15日（水）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の受付 | 令和8年（2026年）4月28日（火）午後5時まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和8年（2026年）5月12日（火）（予定） |
| (7) 審査結果通知・公表 | 令和8年（2026年）5月中旬（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和8年（2026年）5月下旬（予定） |

4 担当部局

(1) 所在地

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県庁行政棟本館7階）

(2) 担当部署

熊本県観光文化部スポーツ交流企画課 スポーツ施設企画班

(3) 電話番号
096-333-2757 (直通)

(4) メール
supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 法人等の代表者（役員を含む。）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに熊本県税に滞納がないこと。
- (6) 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数

様式については、熊本県庁ホームページのスポーツ交流企画課のページからダウンロードして利用すること。

提出部数は各2部とし、提出書類の作成に当たっては、様式中で指示された箇所以外、自社の企業名を記入しないこと。

【提出書類】

- ①参加申込書（様式1）
- ②事業者概要書（任意様式）
- ③役員一覧（様式2）
- ④事業者の業務実績調書（様式3）

- ⑤業務実施体制調書（様式4）
- ⑥管理技術者の経歴等（様式5）
- ⑦主たる担当技術者（1名）の経歴等（様式6）
- ⑧誓約書（様式7）
- ⑨履歴事項全部証明書
- ⑩印鑑証明書
- ⑪納税証明書（消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※ 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）に基づく入札参加資格を有すると決定されたものは③、⑨、⑩及び⑪の書類を省略できる。

（2）提出書類の内容

- ①参加申込書（様式1）
様式に従い記載すること。
- ②事業者概要書（任意様式）
事業者の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数及び事業者概要が把握できるもの。
- ③役員一覧（様式2）
様式に従い記載すること。
- ④事業者の業務実績調書（様式3）
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間において、国又は地方公共団体が発注した同種業務（再委託による受託業務の実績は含まない。）を履行した実績を記入すること。実績がない場合は、提出不要とする。
- ⑤業務実施体制調書（様式4）
配置予定担当者の氏名や業務連携フロー図等を記載すること。
- ⑥管理技術者の経歴等（様式5）
資格及び同種業務実績の内容を証明できる資料（特記仕様書、テクリス等）の写しを添付すること。
- ⑦主たる担当技術者（1名）の経歴等（様式6）
資格及び同種業務実績の内容を証明できる資料（特記仕様書、テクリス等）の写しを添付すること。
- ⑧誓約書（様式7）
誓約内容を理解のうえ、提出すること。
- ⑨履歴事項全部証明書
本実施要領の公告日以降に発行されたものであること。
- ⑩印鑑証明書
本実施要領の公告日以降に発行されたものであること。
- ⑪納税証明書（消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

本実施要領の公告日以降に発行されたものであること。

(3) 記入方法

- ①文字サイズは、12ポイントを標準とし、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- ②提出書類は、原則A4版（縦横問わず）で統一して作成すること（作成済みのパンフレット等を除く。）。

(4) 提出期限

令和8年（2026年）4月15日（水）午後5時（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）とし、期限までに必着すること。
持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
提出先は、「4 担当部局」参照。

(6) 参加資格の確認

参加申込書等の提出書類に基づく参加資格の確認を実施する。
※参加資格は「5 参加資格」の内容に同じ。

(7) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、4月20日（月）（予定）により書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格は取り消すものとする。

7 質問の受付及び回答

本実施要領等について質問がある場合は、電子メールで送信すること。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式8）
- ②提出期間 令和8年（2026年）3月18日（水）から
4月 1日（水）午後5時まで
- ③提出方法 電子メール
- ④提出先 「4 担当部局」に同じ。

(2) 質問に対する回答

質問のあった事項についての回答は、令和8年（2026年）4月8日（水）を目途に、熊本県庁ホームページのスポーツ交流企画課のページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

様式については、熊本県庁ホームページのスポーツ交流企画課のページからダウンロードして利用すること。

提出部数は各5部とし、提出書類の作成に当たっては、様式中で指示された箇所以外、自社の企業名を記入しないこと。

【提出書類】

- ①企画提案書（表紙）（様式9）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務工程表（任意様式）
- ④見積書（任意様式）
- ⑤審査委員会出席者届出書（様式10）
- ⑥事業者の取組に関する申出書（様式12）

（2）提出書類の内容

- ①企画提案書（表紙）（様式9）
- ②企画提案書（任意様式）

本業務について、仕様書等の内容を踏まえた提案とすること。

また、本業務を参加申込者が受託した場合の訴求ポイントや本業務に係る追加提案があれば、併せて記載すること。

なお、提案枚数に制限は設けないが、可能な限り図・表等を用いて、わかりやすいものとする。

- ③業務工程表（任意様式）

業務のスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。

提案枚数はA4版1頁以内とする。

- ④見積書（任意様式）

仕様書の項目ごとに経費を計算した内訳書を添付すること。

見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。なお、消費税及び地方消費税は10%とする。

- ⑤審査委員会出席者届出書（様式10）

出席者は、管理技術者を含めて3名以内とすること。

- ⑥事業者の取組に関する申出書（様式12）

該当する評価項目にチェックを記載し、必要書類を添付すること。

（3）記入方法

- ①文字サイズは、12ポイントを標準とし、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

- ②提出書類は、原則A4版（縦横問わず）で統一して作成すること。

（4）提出期限

令和8年（2026年）4月28日（火）午後5時（必着）

（5）提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）とし、期限までに必着すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

提出先は、「4 担当部局」参照。

9 選定方法等

次の日程により審査委員会を開催するため、参加申込者はプレゼンテーションを行うこと。

なお、参加申込者が5社を超える場合については、提出書類に基づいて次項に定める審査基準等により事前審査し、上位5社を選出する。

プレゼンテーションの参加の有無及び当日の集合時間については、後日連絡する。

- (1) 期 日 令和8年(2026年)5月12日(火)(予定)
- (2) 場 所 県庁防災センター302会議室(3階)
- (3) 出 席 者 各社3名まで
- (4) 時 間 30分以内(説明20分、質疑10分)
- (5) 質疑応答 提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき行う
- (6) そ の 他
 - ①提出済みの企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。
 - ②提出済みの企画を改変するプレゼンテーションは認めない。
 - ③プレゼンテーションは非公開で行う。

10 審査基準等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により選定する。なお、必要があると認めるときは、企画提案書等の内容について提出者へ聞き取りし、又は必要な書面の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

別表のとおり。

(3) 選定方法等

- ①審査基準は上記のとおりであり、審査は熊本県で設置する審査委員会において、別表の審査項目を総合的に勘案し、評価(採点)する。
- ②評価点が最も高い者を最高得点者(最優秀提案者)とし、優先交渉権者として選定する。
- ③参加事業者が1社の場合は、各審査委員の採点の平均が6割以上である場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、決定後速やかに書面で通知するとともに、契約締結後、受託者の氏名又は名称、決定理由について公表するものとする。なお、審査結果に対する異議申立は受け付けないものとする。

11 契約

最優秀提案者(優先交渉権者)として選定された者と契約内容等を協議のうえ、見積書を徴取し、委託料上限額の範囲内で受託者として契約を締結する。なお、最優秀提案者(優先交渉権者)と契約を締結しないときは、合格基準を満たす者のうち、得点の高い者から順に契約協議に入るものとする。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（この場合、保険機関を契約締結予定日から契約期間の満了日までとすること。）等、同規則第78条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加申込書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加申込書、企画提案書等は、受託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (3) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (4) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、受託候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (5) 参加申込手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式11）を提出すること。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (7) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (8) 電子メール等の通信事故については、熊本県はいかなる責任も負わない。
- (9) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

別表 審査基準

審査項目		審査内容	配点	
業務遂行能力	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行可能な体制、人員が確保されているか。 ・ 県との緊密なコミュニケーションを意識した実施体制がとられているか。 ・ 法務、金融及び建築等のアドバイザーに関する実施体制は確保されているか。 	25点	
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間（令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで）に国又は地方公共団体が所有する施設（公共建築物）における設計、建設、維持管理、運営を含んだPFI等事業に係るアドバイザー業務の実績があるか。 ・ 業務責任者、業務担当者、同種業務又は類似業務の実績があるか。 ・ 実績の中に「アリーナ」に関するものがあるか。 ・ 実績の中に「コンセッション」に関するものがあるか。 	15点	
提案内容	実施方針、業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を十分理解した上で、業務実施方針が提案されているか。 ・ 業務内容に具体性があり、実施可能な業務スケジュールが検討されているか。 	15点	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の内容を踏まえ、事業者公募までの作業について理論的に裏付けられた具体的かつ的確で、創意工夫のある提案がされているか。 	①条件整理作業	8点
			②公募実施までの支援	10点
			③民間提案の審査支援	5点
		④新アリーナ需要調査	5点	
見積金額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に対して合理的で適正な見積額が示されているか。 	10点	
事業者の取組		①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1点	
		②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（令和7年度又は令和8年度）があるか。	1点	
		③協力雇用主制度に登録しているか。	1点	
		④事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または⑤森林吸収認証書の交付実績（令和7年度又は令和8年度）があるか。	1点	
		⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	1点	
		⑦熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1点	
		⑧パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	1点	
	合 計			100点